

奈良市ふれあい交流ファーム体験事業農地貸付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良市ふれあい交流ファーム体験事業実施要項に基づき実施する、奈良市ふれあい交流ファーム体験事業において行う、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第2条第2項に規定する特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの主体)

第2条 貸付けは、本市が実施するものとする。

(貸付けの対象農地、名称)

第3条 貸付けの対象となる農地の所在、地番及び面積並びに本市が当該農地について有する使用及び収益を目的とする権利の種類は、阪原地区については別表1、田原地区については別表2のとおりとし、名称はふれあい交流ファーム（以下「ファーム」という。）とする。

(貸付けの対象者)

第4条 貸付けを受けることができる者は、本市に在住、又は在勤、若しくは在学する農業を営まない者で、貸付けを受ける区画を適切に管理できるものとする。

(貸付けを受けることができる区画)

第5条 貸付けを受ける者（以下「利用者」という。）が貸付けを受けることができる区画（以下「区画」という。）は、利用者1組につき1区画とする。ただし、貸付けを受ける区画の合計面積が10アールを超えない範囲で利用状況に応じ複数区画の貸付けを受けることができる。

(貸付けの条件)

第6条 貸付けの条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付けの期間は、1年とする。ただし、年度途中から貸付けを受ける場合は直近の3月31日までとし、土地使用貸借期間内において、毎年度の予算成立を条件とし、4回を限度として更新することができる。なお、4回更新した累計の契約期間が5年を超えない場合、累計の契約期間が5年を超えない月数を追加し貸付けを受けることができる。

(2) 貸付けに係る賃料（以下「使用料」という。）は、1区画、年額12,000円とする。ただし、年度途中から貸付けを受ける場合は、利用開始月から月割りによって計算する。なお、利用者は、使用料を納入通知書発行日以降1月以内に市に支払うものとする。

(3) 栽培できる作物は、花及び野菜等で、貸付けの期間内に栽培が終わり、収穫できるものに限る。

(4) ファームを利用できる時間帯は、日の出から日没までとする。

2 利用者は、ファーム及び区画において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 区画を転貸すること。

(2) 営利を目的として作物を栽培すること。

(3) 正当な理由なく立ち入りを許可された区域以外に立ち入ること。

(4) 指定された場所以外に車両等を乗り入れ、又は止め置くこと。

(5) 建物及び工作物を設置すること。

(6) 廃棄物、汚物及び資材等の農作物栽培に必要なとしない物を搬入し、又は区画の土を排出すること。

(7) 貸付けをうけた区画内または倉庫内の指定された場所以外に私物を置いたまま帰宅すること。

(8) ファーム内でごみを燃やすこと。

(9) その他ファームの管理上支障があると認められる行為
(募集の方法)

第7条 利用者の募集は、市ホームページ等により一般公募する。

(利用申込)

第8条 貸付けを受けようとする者は、市長に対し、申込みを行うものとする。

(利用者の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申込みをした者（以下「申込者」という。）を利用者として決定するものとする。

(利用等の契約)

第10条 市長と利用者とは、ファームの利用及び区画の貸付けに係る利用契約を締結するものとする。

(契約の解除)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の利用契約を解除することができる。

- (1) 利用者が、利用契約の解除を申し出たとき。
- (2) 利用者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と関係があると認められたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により利用者となったとき。
- (4) 貸付けを受けた区画を正当な理由なく耕作しないとき。
- (5) 第4条に規定する利用者としての要件を有しなくなったとき。
- (6) 第6条第2項に掲げる行為をしたとき。

（区画の返還等）

第12条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに区画を利用前の原状に復し、本市に返還しなければならない。

- (1) 貸付けの期間が満了したとき。
- (2) 前条の規定により利用契約を解除されたとき。

2 利用者は、前項の規定により区画を返還するに当たり、既納の使用料、立退料及び代替区画の請求はできないものとする。

（本市の免責）

第13条 本市は、天災地変、病虫害、盗難等による作物の被害、ファーム内の事故又は第11条の規定による利用契約の解除により、利用者に損失又は損害が生ずることがあっても、これに対して補償又は賠償の責めを負わないものとする。

（損害の賠償）

第14条 利用者は、ファーム及び区画の利用に際し、その責めに帰すべき事由により、ファーム内の施設を破損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 利用者は、ファーム及び区画の利用に際し、その責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（管理・運営等）

第15条 市長は、ファームの管理・運営を適切に行え、かつ、利用者への耕作指導を行える第三者に委託することができるものとする。

(施行の細目)

第16条 この規程に定めるもののほか、ファームの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、平成24年度のふれあい交流ファームの貸付期間は、平成24年10月1日から平成25年3月31日までとする。

附 則 (平成25年5月17日)

この規程は、平成25年5月17日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月16日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月9日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月27日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

番 号	所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	貸付主体が新たに権利を取得するもの	貸付主体が既に有している権利に基づくもの
			登記簿	現 況		権利の種類	権利の種類
1	奈良市 阪原町	5428	田	田	1,406	使用貸借	使用貸借

別表 2

番 号	所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	貸付主体が新たに権利を取得するもの	貸付主体が既に有している権利に基づくもの
			登記簿	現 況		権利の種類	権利の種類
1	奈良市 茗荷町	1519	田	田	2,469	使用貸借	使用貸借
2	奈良市 茗荷町	1520	田	田	1,312	使用貸借	使用貸借